

議案第11号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
養父市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例

養父市介護保険条例（平成16年養父市条例第155号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「平成30年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「平成30年4月1日」を「平成29年4月1日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第7条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 39,660円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 55,500円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 63,420円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 71,340円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 79,320円
- (6) 次のいずれかに該当する者 95,160円

ア 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が100万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分に

よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 103,140円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 118,980円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 126,900円

ア 合計所得金額が390万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 142,800円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 150,720円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,700円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第11号 養父市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 （改正法附則第40条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 法第115条の45第2項第4号に掲げる在宅医療・介護連携推進事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から<u>平成30年3月31日</u>までは行わず、<u>平成30年4月1日</u>から行うものとする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>附 則 （改正法附則第40条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 法第115条の45第2項第4号に掲げる在宅医療・介護連携推進事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から<u>平成29年3月31日</u>までは行わず、<u>平成29年4月1日</u>から行うものとする。</p> <p>3・4（略） <u>（平成29年度における保険料率の特例）</u></p> <p>第7条 <u>平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令附則第20条第1項第1号に掲げる者</u> 39,660円 (2) <u>令附則第20条第1項第2号に掲げる者</u> 55,500円 (3) <u>令附則第20条第1項第3号に掲げる者</u> 63,420円 (4) <u>令附則第20条第1項第4号に掲げる者</u> 71,340円 (5) <u>令附則第20条第1項第5号に掲げる者</u> 79,320円 (6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 95,160円</p> <p>ア <u>地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が100万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 103,140円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(8) 次のいずれかに該当する者 118,980円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(9) 次のいずれかに該当する者 126,900円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が390万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)</u></p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者 142,800円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p> <p>(11) <u>前各号のいずれにも該当しない者 150,720円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,700円とする。</u></p>